

令和 7 年度 第 8 回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和 7 年（2025 年）11 月 13 日

日野市教育委員会

令和7年度第8回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和7年(2025年)11月13日(木)
14時00分～14時22分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 白石 高士 教育長職務代理者 高木 健夫
委員 真野 広 委員 正留 久巳
委員 岩下 優美子

議事録署名委員 委員 岩下 優美子

事務局出席者 教育部長 中田 秀幸 教育部参事 宇田川 裕美
(兼教育指導課長)
教育部参事 飯倉 直子 庶務課長 釜堀 亜矢子
(兼ふるさと文化財課長)
教育指導課主幹 坪田 充博 統括指導主事 前田 健太

傍聴者 1名

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実に相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教育長

白石 高士

議事録署名

委員

岩下 優美子

議事内容

議案

- 第31号 日野市奨学金条例にかかる意見具申について
- 第32号 日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第33号 日野市小中学校学習用端末の買入れについて
- 第34号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第35号 学校運営協議会委員の任命について

請願審査

- 第7-8号 経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願

報告事項

- 第25号 行政情報の公開請求

[白石教育長]

ただいまから令和7年度第8回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、岩下委員にお願いをいたします。

本日の案件は、議案5件、請願審査1件、報告事項1件です。

会議の進め方ですが、請願第7-8号は、議事の最後に審査したいと思います。また、議案第31号、33号及び第34号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、請願第7-8号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第10条により、議案第31号、33号及び第34号は、公開しない会議とし、請願審査の後に審議をいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第32号　日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第32号　日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第32号　日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。

提案理由でございます。次期学習指導要領に関して議論を行っている中央教育審議会教育課程企画特別部会において、「余白の創出を通じた教育の質の向上」について論点整理が進んでいることを受け、年間の標準総授業時数を確保しながら、教師と子供の双方に余白を創出し、より豊かな教育活動の実現につなげることを目的に、市立小中学校の第1、第2学期及び夏季休業日を改正するものです。

5ページをお開きください。新旧対照表にて御説明いたします。

第3条、第1学期の終わりを8月24日から8月31日に、第2学期の始まりを8月25日から9月1日に改正いたします。次に、第4条、夏季休業日の終わりを第1学期同様、

8月24日から8月31日に改正いたします。

4ページへお戻り願います。

付則でございます。この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願ひをいたします。

高木委員。

[高木委員]

ただいま本件の提案理由の説明もいただいたわけなんですけれども、前回の夏季休業日の改正からの状況変化等についても含めて、変更の目的を説明いただきたいと思います。特に、日野市教育委員会としての変更の意味合いについても説明をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。

[白石教育長]

教育部参事。

[宇田川教育部参事]

背景でございますけれども、現在、次期学習指導要領に関して議論を行っている中央教育審議会の教育課程特別部会におきましては、昨年12月に文部科学大臣による諮問を受け、教育課程の枠組みに関する事項や、教科横断的な事項を中心として審議を行ってきております。その中で、余白の創出を通じた教育の質の向上について整理されていく中で、標準を大幅に上回る時数の実態などが挙げられておりました。このように、近年の社会情勢の大きな変化もある中で、文部科学省等におきましても、教育の考え方も変化してきているところでございます。

本市におきましても、余剰時数を多く取っている学校が見られている現状もございました。その中で、授業時数ではかるのではなく、質の高い深い学びの実現が求められておりまして、その実現に向けて、やはり教師と子供の双方に余白を創出し、豊かな教育活動につなげることが必要とされており、教育課程の編成において余白が生まれることで、教育の質の向上につなげていきたいと考えております。

より豊かな教育活動の実現につきましては、学校における教育活動は、授業や行事など様々ございますけれども、多くの時間を費やしているのは、1時間、1時間の授業となります。その授業の質を向上させることは大切なことであるとともに、授業の質を向上させていくためには、教員の研修、研究時間を確保することで、専門性が高まり、授業の質を向上させる可能性を高める環境をつくることができると考えます。

また、子供と向き合う時間を確保することも大切であると考えております。その中で余白の時間があることで、その後のきめ細やかな指導体制の充実ができるのではないかと想定しております。

日野市教育委員会といたしましては、第4次日野市学校教育基本構想の実現に向けて、各学校におきましては、プロジェクトを実施しているところでございます。今後、よ

り一層、それぞれのプロジェクトを充実させていくためにも、教育課程の編成において、余白を生んでいくことが必要であり、本改正をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

[高木委員]

ありがとうございました。

[白石教育長]

ほかに質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。意見はございませんか。

高木委員。

[高木委員]

説明どうもありがとうございました。夏季休業日の変更は、非常に重要な大きな問題だと考えております。何ゆえに変更するのか、変更の目的や背景について、学校関係者や保護者に、今後、丁寧な説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

以上です。

[白石教育長]

ほかに意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終決いたします。

お諮りいたします。日野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 学校運営協議会委員の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事。

○議案第35号 学校運営協議会委員の任命について

[宇田川教育部参事]

議案第35号 学校運営協議会委員の任命について御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。

提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づく委員の任命を行うものです。

次ページ、12ページをお開きください。任命される方の氏名、住所などについては、記載のとおりでございます。

なお、任命については、校長からの意見に基づくものとなっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

[白石教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。

御質問がございましたらお願いします。質問ございませんか。

なければ、御意見を伺います。御意見はございませんか。よろしいですか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終決いたします。

お諮りいたします。学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認めます。議案第35号は原案のとおり可決されました。

報告事項第25号 行政情報の公開請求、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第25号 行政情報の公開請求

[金堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書17ページを御覧ください。報告事項第25号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。次ページを御覧ください。

請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[白石教育長]

事務局からの報告が終了いたしました。

御質問・御意見がございましたらお願いいたします。ございませんか。

なければ、報告事項第25号を終了いたします。

請願第7-8号 経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第7-8号 経団連の教育改革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願

[金堀庶務課長]

議案書13ページを御覧ください。請願番号、請願第7-8号、受付年月日、令和7年10月9日、件名、請願者の住所・氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、14ページから15ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[白石教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

事務局は請願者を席に御案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

経済団体連合会こと経団連と称する自民党の支持団体が、『2040年を見据えた教育改革～個の主体性を活かし持続可能な未来を築く』という提言を出したわけです。何と文部科学省のホームページに、これが載っているんですよ。それで私はびっくりしたんすけれども。普通の人が請願を持っていって、文部科学省がホームページに載せるなんていうことはあり得ないわけで、しかも、当時の阿部俊子大臣がこれを受けて、記念写真も撮っているという状況ですね。非常に問題のある提言でございますので、今日はきちっと分かりやすく言いますので、理由をきちっと言いますので、高木さんをはじめ、ぜひ自分の意見を述べてください。

それで、2-1のところですね。まず、この書き出しが、「産業界では、自ら課題を見つけて解決策を導き出し、行動する力を求めている。そうした人材を育成するには」とあって、児童・生徒が主語じゃなくて、産業界が主語なんですね。つまり権力者が敷いたレールの上で多様性を發揮するというものであって、子どもの権利条約にあるような、ありのままの育ちとか意見表明権とかではないわけです。

経団連に加盟しているところというのは大企業ですから、三菱重工、川崎重工など、潜水艦とか兵器をつくっている会社でございます。ですから、こういう人たちの提言というのをそのまま学校に入れるのは問題だと。

2-2のところでございますが、学習指導要領について経団連の提言は、「シンプルなものに改め」、あと、「教員が判断できる裁量の幅を拡大すべき」、これ自体は、いいことを言っているように見えるんですけども、実態はどうかというと、その後の1から4に書いたように、いつも私がここでよく申し上げています、「国を愛する心情・態度」の強制、それから小学校6年生の社会科の「天皇への敬愛の念」の明記、プーチンみたいですね。それから音楽で、「君が代を発達段階に応じて指導」とあったのが、いつの間にやら、「いずれの学年においても歌えるよう指導」というふうにプーチン並みになっている全体主義。自衛隊について、小学校6年生で憲法を初めて学ぶのに、4年生に前倒して、「自衛隊は災害派遣で役立つんだ」と教え込んで、しかも、『解説』は「軍事面でも役立つ」と教えろと書いています。

こういう偏った指導要領は間違っており、指導要領は、やっぱりボイテルスバッハ・コンセンサスのように、「学問と政治の世界において議論がある、つまり議論が分かれるることは、授業においても議論があるものとして扱わなければならない」というふうな感じで、ちゃんと野党的な立場、リベラル的な立場も教えるべきであると思います。ちなみに、経団連の20年前の会長だった御手洗富士夫さんという方は、「愛国心教育を重視し、国旗や国歌を尊重する意識を涵養する」と、こういうことも言っています。

それから、2-3でございますが、ここは『提言』は「民主主義」ということを言っているんですけども、家永教科書裁判でも取り入れた「国民の教育権」というのを、やっぱり私は持っていないと駄目ではないかと思います。

それから、2-4のところ、教員の多忙化のところを経団連は言っていますけれども、

教員の多忙化というと、業務量が最大の課題です。文科省・都教委は時間ばかり最近言っていますが、在校等時間よりも、私は調査物、ああいった報告がやっぱり思想的なものをやっていることが問題だと思っております。都教委の君が代の調査、文科省もやめていふのに都教委はやると。それから、『私たちの道徳』について、下村博文氏が、これを3回も配付・活用状況調査をやったと。現場にとつては本当に迷惑なことだと思います。

それから、2-5のところです。「チーム学校」ということを経団連は言っていますけれども、文科省や都教委の「チーム学校」というのは、教員同士がフラットな学校じゃなくて、上意下達の主幹教諭、主任教諭などを使って統制していくという型でございます。

それから、「学校と家庭・地域のよりよい関係づくり」というのを都教委がやっています。先週、私も夜8時まで取材に行ってまいりました。都教委は非常にモンスター保護者ばかりを問題にしていますけれども、モンスター教育委員会、日野市も以前そういうときがあったんですね、南平小学校での、通達発出前の“君が代”不伴奏教諭への弾圧では。それから、モンスター校長、こういったような人たちもやっぱり問題にしていくべきだと思います。

それから、2-7の外部人材でございますが、私は外部人材の中で、いわゆるものづくり、こういうものを本当に教員免許状を持った教員のもとで、ちょっと呼ぶという程度はいいと思うんですけども、そうじゃなくて、8月7日の中教審教員養成部会の配付資料のように、教員免許のない人がずっと授業を持つというのは危険です。特に、もし憲法改悪になつたら、防衛学とか、軍事学とかいうのを三菱重工なんかがやるとしたら、これはもう大問題ですので、ぜひそういう方向でないよう、ここから文科省に意見書を出してください。

最後に2-8でございますが、中教審の同部会が「行政機関に在籍しながら教師として」というんですが、これも環境省の人だったらまだいいんですけども、防衛省の人なんかが仮に来てやるとしたら問題、ただ、これは『論点整理』では幸い、消えています。

〔白石教育長〕

5分経過したので終わってください。

〔請願者〕

終わります。じゃ、そういうことでぜひ前向きにお願いします。ぜひ質問をお願いします。

以上です。

〔白石教育長〕

この件につきまして御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。意見のある方はお願いいたします。

高木委員。

〔高木委員〕

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は、2、具体的請願・分析事項として請願者グループで共有する考え方は述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺つても、請願事項について日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解

できないこと、以上の観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[白石教育長]

ほかに意見ございませんか。

真野委員。

[真野委員]

請願者の御説明ありがとうございました。

また、事前に内容もしっかりと読ませていただきました。その上でなんですけれども、この請願内容、請願者の考えに基づく一方的な主義主張でありまして、日野市教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由が私は読み取れませんでした。したがいまして、私は不採択と判断いたしました。

以上です。

[白石教育長]

ほかに意見ございませんか。

正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。資料も見ました。請願の背景と具体的な事実、2-1から2-8について読みましたが、本請願は、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[白石教育長]

ほかに御意見ございませんか。

岩下委員。

[岩下委員]

請願を読ませていただきました。資料も読ませていただきました。今ほど御説明もいただき、ありがとうございました。請願者の主張などを周知してほしい、あるいは意見書の提出を求める内容で、2-1から2-8として述べておられますが、これらを日野市教育委員会で取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

[白石教育長]

では、私から。請願者の信条は自由であって、それはどんな意見も尊重されるべきものであると考えております。しかしながら、本日出されましたこの請願は、請願者の思い込みや推測による表現が非常に多く感じられ、私たち公的機関としての市教委が採択する理由を見つけることはできません。ということで、不採択と考えます。

ほかに意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結をいたします。

委員の皆様の御意見としては不採択という御意見が多いようですので、経団連の教育改

革『提言』を、文科省や都教委が政策に取り入れないよう意見書を出して頂くと共に、加盟企業社員の学校派遣等を、本市ではやらないよう求める等の請願、これを不採択することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしとのことですので、請願第7－8号については、不採択とすることに決定いたしました。

これより議案第31号、第33号、第34号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[白石教育長]

異議なしと認め、関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席をしてください。

なお、本件の終了をもって、令和7年度第8回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

閉会 14時22分